

リスクベース・アプローチ 技術・データを活用した消費者保護の精緻化

平成31年3月
商務・サービスグループ
商取引監督課

リスクベース・アプローチ

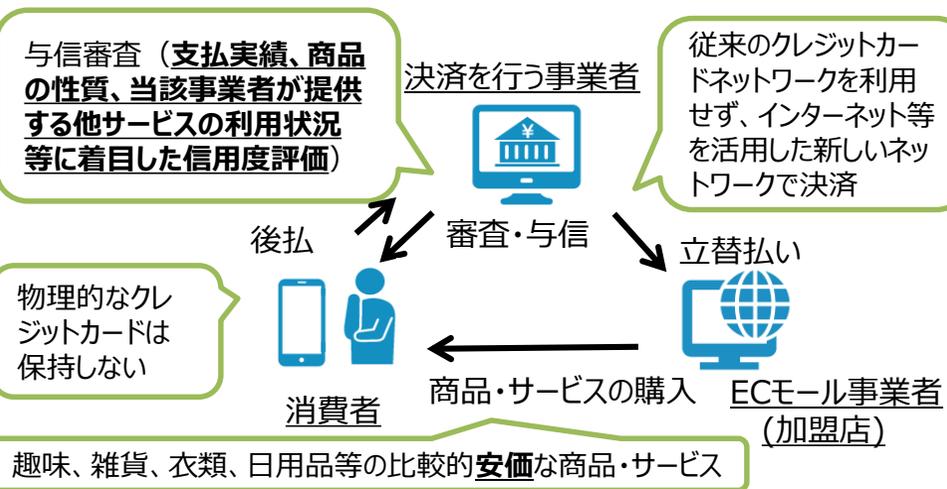
少額・低リスクなサービスの出現

- 決済テクノロジーの進展を背景に、少額・低リスクなサービスの出現など、決済主体・サービスが多様化する中、こうした事業を円滑にすることで消費者利便の向上が見込まれる。

決済テクノロジーの活用

- ・ スマートフォン・アプリやQRコードなど多様なインターフェースを活用した決済サービスの登場
 - ・ クラウドの活用などによる安価でスピーディなサービス提供
 - ・ AI等新技術を用いた分析による、より質の高いサービスの提供
- ▶▶▶ 決済サービス・主体の多様化や異業種からの参入

新たな決済サービス（一例）



(従来のクレジットカード) 家電、百貨店での支払等、比較的高額な商品・サービス⇒数十万円の極度額

従来のクレジットカードとは異なる
少額・低リスクな決済サービスの出現

「少額・低リスクサービス」という場合の「リスク」とは…

割賦販売法上の消費者リスク

- ① 消費者が過剰与信等により支払が過度に困難な債務を負うリスク
- ② 漏洩リスク、不正利用リスクといったセキュリティリスク
- ③ 公正な取引が損なわれるリスク（→取引条件の表示等）
- ④ 個別取引において損害を被るリスク（→抗弁の接続等の民事ルール）

リスクの大小を決める主たる判断要素

- ①②…極度額
- ③…極度額や個別取引金額
- ④…個別取引金額

今回検討する少額・低リスクサービスは、個々の少額の取引ではなく、少額の範囲で後払い決済を提供するサービスを指すものと考えられる。その際の「リスク」とは、主として「極度額」で判断される上記①～③のリスクを念頭に置くことが考えられるが、どうか。

少額・低リスクなサービス

従来のクレジットカードサービス

リスク・極度額

少額・低リスクなサービスのポイント

少額決済における消費者ニーズの多様化
(現金→後払・即時払・前払)

月額給与等の一部を使用し普段の支出を後払いという形式で行うものであり、従来の月額給与額等の水準を大きく超えた極度額を設定して払うものとは異なる。

過去の実績等に基づいて支払可能な範囲で与信を行い、延滞などの際には枠の減額やサービスの停止を迅速に実施。

従来の与信

月額給与等

収入も多様化

少額・低リスクサービス

日常生活・趣味等に関する支出

現金→後払

支払形式の変化

→主として月額給与等の中で賄われるような少額の支出を後払いの形式とするものであり、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい。加えて、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査等により支払可能な能力・額を確認している。

安心・安全な環境のもと、こうした仕組みが広がることで、消費者の利便性が向上する

画一的な規制

割賦販売法では、事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制が画一的に課されている。
(一部の民事ルールを除く)

包括信用購入あつせんにかかる規制の概要

条文	規制項目	概要
第30条	取引条件の表示義務	書面交付(支払の回数、手数料率、支払総額算定例、極度額等)
第30条の2 第30条の2の2	支払可能見込額調査 これを超える与信の禁止	年収、債務の支払状況、生活維持費等を調査
第30条の2第3項	指定信用情報機関の信用情報の使用義務	債務の支払状況等の確認を義務付け
第30条の2の3	書面交付義務	書面交付(支払総額、回数、延滞時の損害賠償の内容等)
第31条	登録	業として営むには登録が必要
第33条の2	資本金額(登録拒否要件)	2,000万円以上
第33条の2	体制整備(登録拒否要件)	公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制の整備
第30条の4	抗弁の接続	4万円以上(リボ払い)は3万8千円以上)
第30条の5の2	苦情処理	苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
第35条の16	クレジットカード番号等の適切管理	漏洩防止等、クレカ番号等の適切な管理のために必要な措置

その他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務

リスクベース・アプローチ



リスクベース・アプローチの適用の仕方として、具体的にどのような仕組みとすることが適当か。

リスクベース・アプローチに関する前回の議論

前回の小委員会では、総論として賛成であり、その具体的な制度設計について検討が必要であるといった議論が見られた。

主なご意見

- リスクベースアプローチの考え方で、**少額・低リスクのところは今までより柔軟な規制ができるのではないか**というのは重要なポイント。リスクベースアプローチを考えるにあたって、2つの切り口があるのではないかと。①少額決済についてはなりすましや不正利用のコストとの見合いで悪質な事業者によるリスクは小さいから規制を柔軟にしてもよいのではないかとする考え方②技術進展を踏まえ、少額決済はこれまで以上にリスクコントロールができるようになってきていることから、規制を合理化すべきとする考え方
- リスクベースアプローチは**非常にいい考え方**であるが、実際に機能させるにはどのように措置すべきかを議論したほうがよい。
- リスクベース・アプローチは、**目標を掲げ、その方法を事業者の意思に任せるという基本的な考え方はよいこと**だと思う。与信に関していえば、デフォルトを起こさないか、貸したものが返ってくるかということのみをリスクと考えれば、少額は問題ないと考えられる。一方、悪意のある業者が利用できない仕組みとなっていることも重要である。
- リスクベースアプローチについて、**基本的な考え方は納得できる**が、少額とはどの程度の金額かコンセンサスが必要。少額の消費者相談もあり、支払可能見込額調査や登録要件をどうするかについては検証が必要。
- リスクは多種多様な業態で違う訳であるから**リスクベースの考え方**でよい。
- リスクベース・アプローチについて、**総論的には賛成**ということだと思うが、**何をどうやっていくのか今後議論を深めていくこと**となる。

「[リスクベース・アプローチ]の考え方の導入」や、「少額・低リスクなサービスを提供する事業者には、リスクに応じた相応の規制を課すという考え方」について具体的に検討を進めるべきではないか。

(参考) 金融制度スタディ・グループでの議論

- 3月4日に開催された金融制度スタディ・グループでは、資金移動業やプリペイドカードにおける少額サービスの規制のあり方について議論が行われた。

金融制度スタディ・グループ平成30事務年度第8回

1. 少額サービス

仮に、将来的に、① 1件あたりの送金額の上限が数千円～数万円、かつ、②利用者アカウントへの入金額の上限が数千円～数万円の「少額サービス」のみを取り扱う場合に特化した規制を新設することとする場合、その規制のあり方について、どう考えるか。

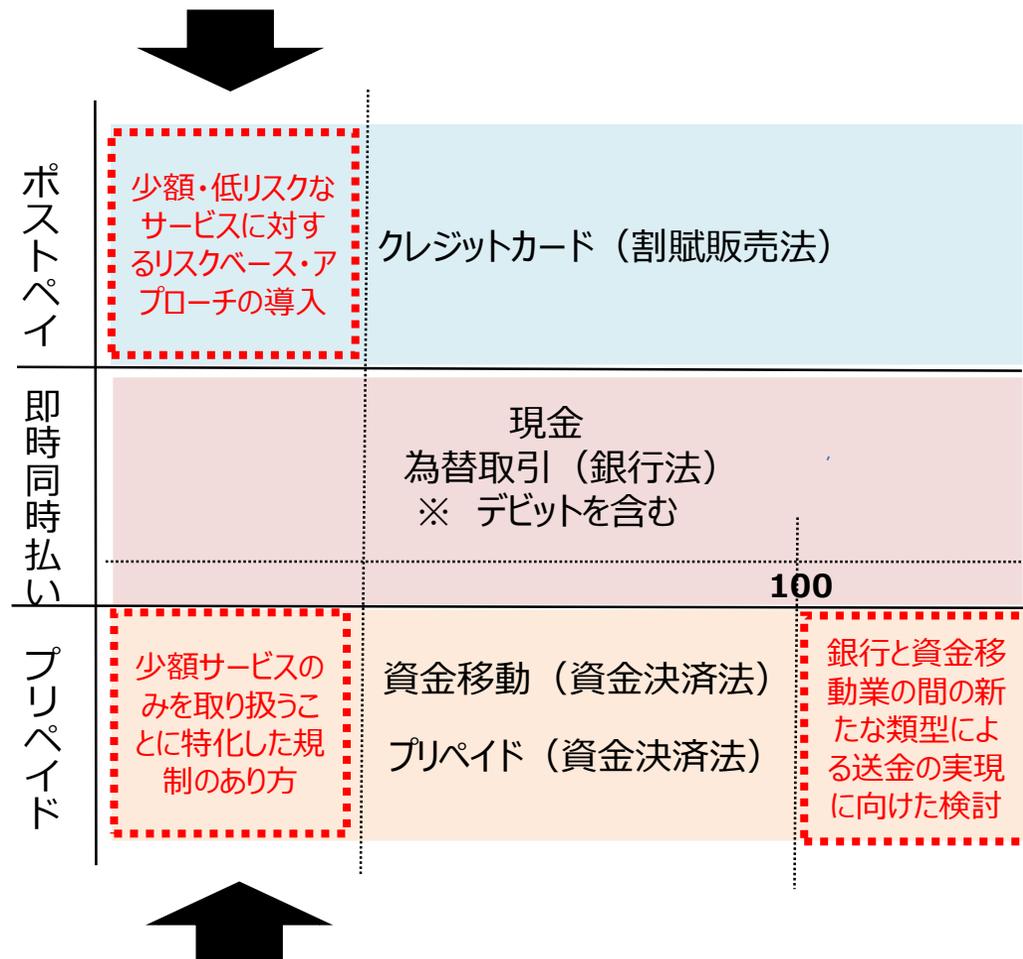
(1) 送金額と入金額がともに比較的少額であることから、業者破綻時に利用者一人ひとりが被る影響は限定的であることを踏まえ、業者の規制対応コストを低減する観点から利用者資金の保全に関する規制を緩和することが考えられるとの指摘があることについて、どう考えるか。

(2) 業者破綻時に利用者一人ひとりが被る影響は限定的であっても、利用者数が膨大であれば、業者破綻が社会全体に与える影響は相応であると考えられることについて、どう考えるか。

(3) 「少額サービス」についての議論の一部は、資金移動業者のほか、プリペイドカード（前払式支払手段）発行者にもあてはまると考えられるが、どう考えるか。

(出典) 金融制度スタディ・グループ平成30事務年度第8回資料より抜粋

割賦販売小委員会で検討



金融制度スタディ・グループで検討

リスクベース・アプローチ

(論点1) 少額・低リスクなサービスとはどの程度の極度額の範囲か。

(考え方1) 極度額30万円程度の範囲内での与信

(個々の利用者の極度額は与信審査により0~30万円程度の範囲で設定される)

※極度額が30万円以下の範囲でカード等を交付、付与、極度額を増額する場合は支払可能見込額調査の適用除外。

(但し、指定信用情報機関への照会の結果、以下に該当する場合は除く)

- ・ 延滞がある場合
- ・ 自社の債務額が50万円以上の場合、又は他社を含む債務額が100万円の場合

(考え方2) 極度額10万円程度の範囲内での与信

(個々の利用者の極度額は与信審査により0~10万円程度の範囲で設定される)

・ 月額給与等から概ね支払が可能と考えられる範囲

・ 主として日常的な買い物・趣味等の支払が想定される
(消費者の利便性の観点)

⇒主として月額給与等の中で賄われるような少額の支出を後払いの形式とするものであり、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい。加えて、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査など各社の与信審査により支払可能な能力・額を確認している。

・ 事業者の実務実態として10万円程度が一つの指標
(前回事業者オブザーバーからの指摘)

・ 消費者ニーズを踏まえ、新たな決済サービスとして、10万円程度の上限のものが出現

(論点2) リスクベース・アプローチを適用する範囲についてどうすべきか。

(考え方1) 全ての規制項目について、少額・低リスクなサービスにはリスクベース・アプローチの考え方を適用する。

(考え方2) 規制項目に応じ、少額・低リスクなサービスにリスクベース・アプローチを適用するか否かについて個別に判断する。

包括信用購入あつせんに係る主な規制項目

条文	規制項目
第30条	取引条件の表示義務
第30条の2 第30条の2の2	支払可能見込額調査 これを超える与信の禁止
第30条の2第3項	指定信用情報機関の信用情報の使用義務
第30条の2の3	書面交付義務
第31条	登録
第33条の2	資本金額(登録拒否要件)
第33条の2	体制整備(登録拒否要件)
第30条2の4	契約の解除等の制限
第30条の3	契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限
第30条の4	抗弁の接続
第30条の5の2	苦情処理
第35条の16	クレジットカード番号等の適切管理

その他、犯収法による本人確認等の義務

包括信用購入あつせんに係る規制項目には、例えば以下のような異なる性格のものが混在している。

極度額に応じて段階的にリスクが異なりうるもの



リスクの大小が極度額によるものではないもの

(個別取引金額に応じて段階的にリスクが異なりうるもの)



少額・低リスクサービスを円滑にする観点から、どの規制項目について検討を行うべきか。

リスクベース・アプローチ

(論点3) 仮に論点2で考え方2を採用する場合、具体的にどのようにリスクベース・アプローチを適用することが考えられるか。

例えば、以下の分類で考えることはどうか。

1. 画一的な規制となっている行為規制等

- (1) 支払可能見込額調査
指定信用情報機関の信用情報の使用義務
- (2) クレジットカード番号等の適切管理
- (3) 取引条件の表示義務・書面交付義務
苦情処理
- (4) 登録
資本要件
体制整備 等

2. 消費者救済・保護の観点から特に重要な民事ルール

- 抗弁の接続
- 契約の解除等の制限 (20日以上)
※ただし催告期間については短縮要望あり
- 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限

3. マネーロンダリングに関する規制

- 犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務

- 主として1. についてリスクベース・アプローチの観点から検討することとし、2. については現行の基本枠組みを維持するという考え方についてどのように考えるか。
- 3. については国際的にリスクベースで考えることが基本とされているが、どのように考えるか。

仮にリスクベース・アプローチの考え方に基づき見直しを行う場合に、どのようなことが考えられるか。

支払可能見込額調査・指定信用情報機関の信用情報の使用義務

- 少額・低リスクサービスであることを踏まえ、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査等、各社において与信審査が行われている場合には、**支払可能見込額調査及び指定信用情報機関による信用情報の使用の義務を一律に課す必要はないという考え方についてどのように考えるか。**
(詳細は後述)

クレジットカード番号等の適切管理

- 少額・低リスクサービスの場合、そのリスクに応じた適切管理のあり方とすることを検討するのではないか。なお、国際ブランドの付帯しないカードについては、実行計画でリスクに応じた対応が求められており、これを基本とした取り組みが求められるのではないかと。

取引条件の表示義務

- その内容について、少額・低リスクのものについては、必要最低限のものにすること等が検証するのではないかと。

苦情処理

- 抜け漏れのない苦情対応を前提としつつ、苦情処理の方法・体制については、その事業実態・リスクに応じた対応を検討するのではないかと。

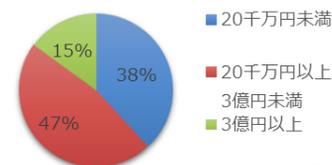
資本要件 (現行2,000万円)

- その必要性や有効性を検討する必要があるのではないかと。

体制整備

- 少額・低リスクなサービスにおいては、リスクに応じたものとして検討するのではないかと。

(参考) FinTech企業の資本金額



リスクベース・アプローチ

(論点4) リスクベース・アプローチを適用する一方、セーフティネットとしての措置が必要ではないかという考え方についてどのように考えるか。

⇒ 少額・低リスクのサービスに対してリスクベースアプローチを適用する場合、消費者トラブルや法令違反を防止するためのセーフティネットの措置を検討することについてどのように考えるか。

例えば以下のような観点からの措置はどうか。

1. 執行強化

- RegTech／SupTechの活用

2. 事後規制あり方

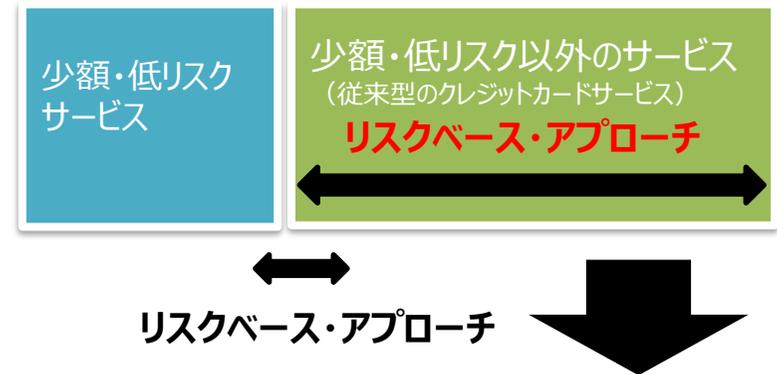
- 罰則のあり方など
(現行法の事後規制)
 - 改善命令 (30条の5の3等)
 - カード等の交付等の禁止 (34条)
 - 登録取消し (34条の2)
 - 報告徴収、立入検査 (40条、41条)
 - 刑事罰 (49条等)

3. 新成年への対応の充実

- 成年年齢引下げを見据え、どのような対応が必要か。

(論点5) リスクベース・アプローチの考え方の対象範囲についてどのように考えるか。

⇒ 「少額・低リスク」と「従来型」の2類型だけではなく、**従来型のクレジットカードサービスの範囲内においてもリスクベースアプローチの考え方をどのように適用していくかを検討することが必要ではないか。**



体制整備

- リスクに応じた体制整備を求めることが検討しうるのではないか。

クレジットカード番号等の適切管理

- 現在は「実行計画」により、「PCIDSS又はそれと同等以上」とされているが、事業実態・リスクに応じ、その手法をより柔軟に許容できるのではないか。

技術・データを活用した消費者保護の精緻化 (与信審査における性能規定の導入)

技術やデータを活用した与信審査①

- クレジットカード会社では、割賦販売法の支払可能見込額調査は行いつつも、別途、技術を活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。

クレジットカード会社における与信手法の例

技術等を活用したスコアリングモデルによるより精緻な審査

重要な判断要素としている

ポイント
過去の膨大な取引データやノウハウをもとに与信モデルを構築。

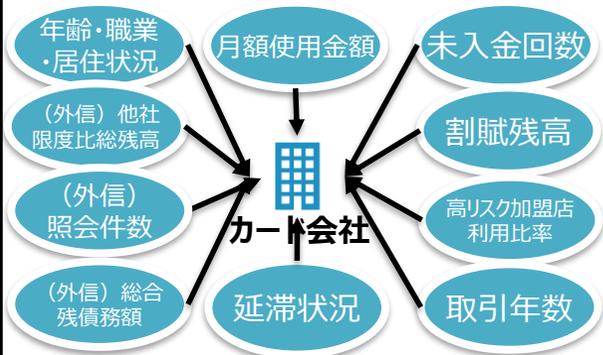
以下のような情報等により、精緻なスコアリングを実施。

<スコアリング元情報(例)>

- ・ 居住状況、家族構成、職業等の属性情報
- ・ 自社の過去取引振りに関する情報
- ・ 外部信用情報機関から取得した情報
- ・ 利用金額に占める高リスク加盟店の割合

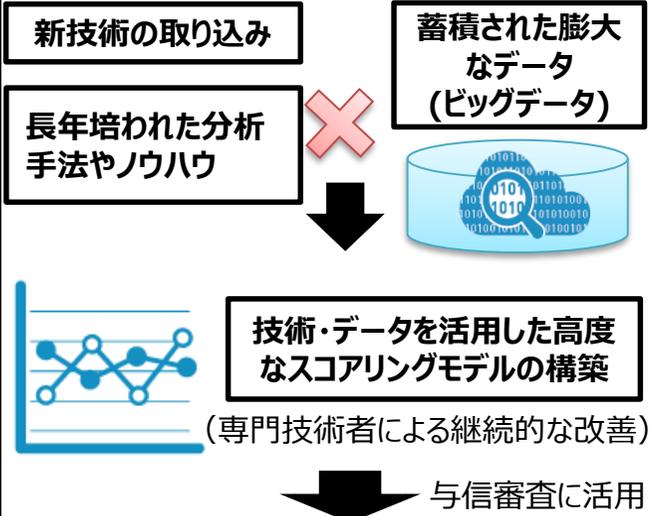
支払可能見込額調査に基づく調査

様々なリスク評価項目をスコアリングに役立てている。



→各社が用いるリスク評価項目はそれぞれの技術・ノウハウにより異なる。 etc...

スコアリングのイメージ

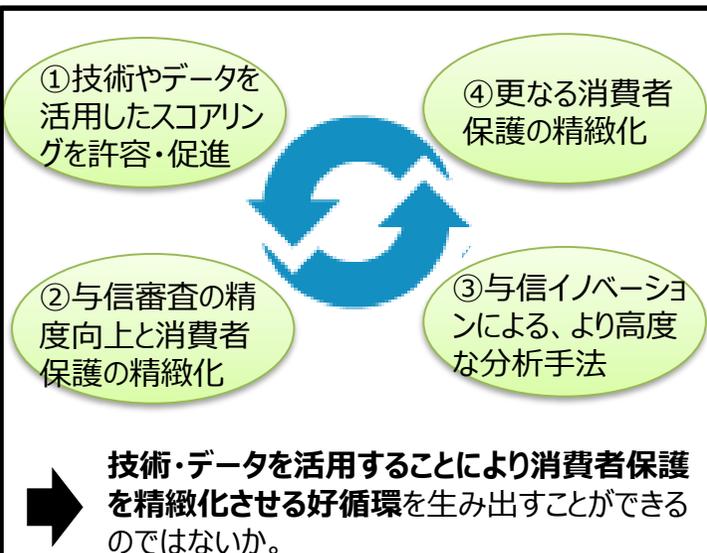


ポイント(技術・データを活用した与信審査と規制制度)

様々なデータ、かつては考えられなかったようなデータも含め活用できるようになってきており、与信審査においてこうしたデータをどれだけうまく柔軟に利用できるかというところがポイントとなる。一律の規制ではなく、柔軟な規制により、こうした情報の活用によるサービスの柔軟化を促進することは決してリスクを増やすということではなく、より安全で安心なものを提供する大きな手段である。

(前回議論より)

与信イノベーションによる消費者保護の精緻化



技術やデータを活用した与信審査②

- 近時、ビッグデータやAI を活用した与信審査のためのテクノロジーが急速に発達し、国内外において、これら技術を活用した新たな与信審査手法が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。

～レンディング分野における与信審査の例～

AI・スコアレンディング

J.Score (みずほ、ソフトバンク)

AIを活用して、「生活」「性格」「ファイナンス」「情報連携」「ウォレット」「プロフィール」といった利用者のさまざまな情報から、**信用力と可能性**（現在の信用力のみならず将来の信用力を推定）をスコア化。



項目	詳細の例
生活	よく使うサービス、食事の内容、クレジットカードの支払方法
性格	借入に対する考え方や趣味
ファイナンス	支払手段や資産情報
情報連携	みずほ銀行、ソフトバンク、ワイモバイル、Yahoo! Japan との連携が可能
ウォレット	日常的な支出の内訳
プロフィール	職歴や家族構成

トランザクションレンディング

Rakuten

従来の銀行融資とは異なり、決算書等の過去の実績ではなく、楽天市場出店店舗に対して、**市場での売上実績**等のリアルタイムの情報を元に融資枠を設定。自社でのトランザクションデータを分析することにより少ない書類、短い審査時間での融資が可能。また、**楽天市場楽天カード売上分からの支払い**とすることで資金管理を厳格化。

項目	サービス内容
対象	楽天市場出店店舗
必要書類	(法人の場合) 不要
支払方法	楽天市場 楽天カード売上分からの 充当

ビッグデータ活用

ALTOA (弥生、オリックス)

会計ソフト「弥生」が持つビッグデータ、「オリックス」が持つ与信ノウハウ、「d.a.t.」のAI技術を活用した与信モデルを通じ、インターネットによるスモールビジネス向け融資サービスを展開。**決算書情報など一時点での静的データではなく、主として日々の仕訳データなどの動的データを活用した与信モデル**を構築。

	ALTOA	銀行融資
審査書類	弥生会計、やよいの青色申告のデータを連携	決算書 試算表 業務計画など
審査方法	高度なビッグデータ解析等によるデータ分析による審査	人による分析や 重厚な承認プロセス
審査期間	短期	場合によっては 相談から開始し 中長期に渡る

動的データ活用

Kabbage (米国)

電子商取引でのデータ（**ショップの売上・在庫データやサイトのトラフィック、顧客からのレビュー**など）を用いて独自のスコアリングを実施。個人ローンにおいても**口座やカード決済状況をモニタリング**して融資するサービス「Karrot」を提供。

	Kabbage	伝統的なビジネスローン
申請要件	100%自動オンライン受付	ローン申請書類 所得証明書 納税証明書
申請時間	数分	数時間
審査期間	EC取引データに基づき瞬時に判断	2週間～

(出典) 各社HP情報等を元に作成

技術やデータを活用した与信審査③

- 少額決済分野においても、技術の進展により、従来の年収や預貯金といった一定時点での情報（静的情報）だけでなく、支払・取引履歴、購入商品データ、金融データ、詳細属性情報といった膨大な種類・量のデータ（よりリアルタイム性の高い動的情報）を取得することができるようになり、また、これらをAI等により精緻に解析した与信審査が可能となっている。

新たに登場している与信方法（主として少額決済分野）

<例 1>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「支払能力」(※ 1) ● 「約束履行力」(※ 2) ● 「趣味嗜好性」 	このような蓄積された行動データを元に総合的にスコアリングを行い、最終的に信用ランクを算出
(※ 1) 過去の購買履歴や支払履歴の情報を元に算出する信用力 (※ 2) 支払いまでの日数や出品商品の発送遅延履歴等を元に算出する信用力	
<例 2>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「通信契約の契約年数」 ● 「料金の不払い」 ● 「契約状況」 といった、当該事業者の関連する契約の状況等を元に与信を実施。	<例 3>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「サービスの利用実績」 ● 「不正利用リスク値」(※ 1) ● 「商品の換金率や転売の容易さ」 ● 「商品の特性」(※ 2) などに着目したリスク評価、審査を実施 (※ 1) 商品送付先住所情報を元に不正利用のリスクを算出 (※ 2) 商品サービスごとに利用者の傾向や効能の客観性等からリスクを算出

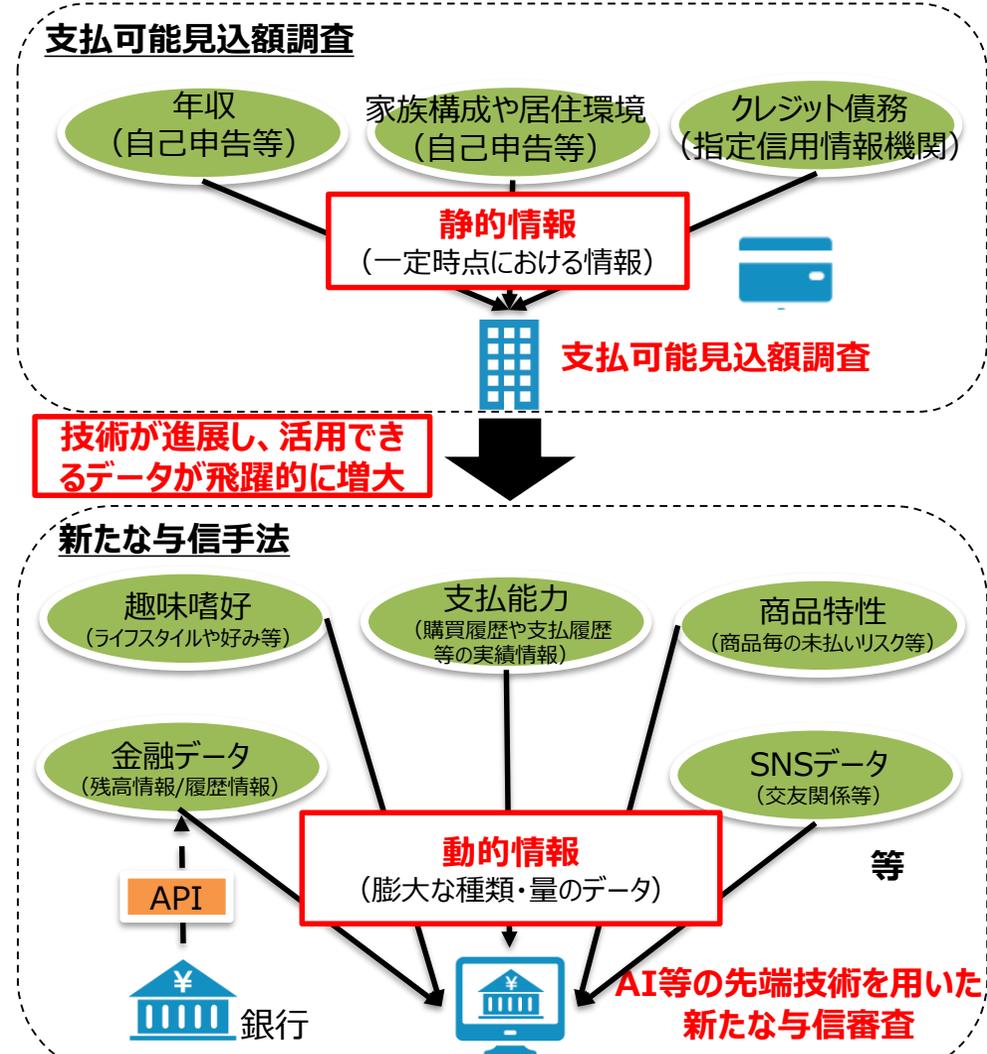
ポイント

- 少額（10万円程度の範囲内）であって、少額の商品・サービスの購入に充当される。
- それまでの取引履歴や行動様式情報等の実績に基づいて、支払可能な能力・額を確認し、その範囲内において与信をしている。

少額決済分野において、支払可能見込額調査等では把握しきれなかった取引履歴等の個別データをテクノロジーにより収集・分析できるようになり、これに基づく与信審査を行うことにより、少額決済分野でのリスクコントロールができるようになっている。

- 延滞などが発生した場合には、**枠の減額やサービスの停止**（親サービスの停止も含む）といった対応を**迅速に実施**している。
- 少額であることから**消費者の過剰な債務とならずらく**、従来のクレジットカードに比べ、**低リスクのサービス設計**となっている。

技術が進展し、活用できるデータが飛躍的に増大



支払可能見込額調査と技術やデータを活用した与信審査の比較

- 膨大な実績データに基づくスコアリング手法や取引履歴等のリアルタイム性の高い膨大なデータをAI等により解析する手法など、技術・データを用いてより精緻に与信審査を行うことができる手法が出現している一方、現行割賦販売法では、支払可能見込額調査の手法のみが認められている。

技術による消費者保護の精緻化

技術進展により収集・活用できるデータの種類・量が飛躍的に増大

蓄積されたビッグデータ

(例) 各属性ごとの延滞率等

新たに活用可能となった情報

(例) 取引履歴情報、支払情報、行動履歴情報等

テクノロジーの進化⇒



与信モデルによる分析

AIによる解析

(例) 利用状況に応じた複数の与信モデル

これまでになかった分析技術の登場



技術やデータを活用した与信審査による消費者保護の精緻化

支払可能見込額調査と技術活用による与信審査の比較

	割賦販売法における支払可能見込額調査	クレジットカード会社におけるスコアリング	FinTechによる新たな手法（レンディング分野や少額分野）
考え方	一定時点における画一的な情報に基づく調査（静的リスク評価）	ビッグデータの収集・分析によるスコアリング	取引履歴等の実績による動的リスク評価＋ビッグデータ解析
与信審査に必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> 年収（自己申告） 指定信用情報機関の情報（クレジット債務情報など） 生活維持費（自己申告情報を元に算出） ⇒静的情報を利用	<ul style="list-style-type: none"> 自社内に蓄積されたビッグデータ等を元にしたスコアリングデータ ⇒蓄積されたビッグデータやノウハウを活用	<ul style="list-style-type: none"> 約束履行力 支払実績 取引振り サービス利用実績 行動履歴 etc... ⇒利用者のリアルタイム性の高い情報を活用（動的情報）
事業構造上の特性	—	貸倒れを出すことは直接的にP/Lへ影響するため事業構造上過剰な与信は起こりにくい。	

- 近時の与信テクノロジーの進展に鑑み、画一的な与信規定によるのではなく、技術に基づく与信イノベーションを促進することで与信における消費者保護の精緻化を図るべきではないか。
- このため、従来の支払可能見込額調査のみならず、性能規定の考え方にに基づき、クレジット会社やFinTech企業によって行われている、技術やデータを活用した与信審査の手法を許容すべきではないか。
- また、少額・低リスクな与信ビジネスを行う者に関し、そのリスクに応じた相応の規制が適切ではないか。

技術・データを活用した消費者保護の精緻化

(論点1) どの主体が性能規定の妥当性を評価するか。また、実施状況をどのように確認するか。

(少額・低リスク以外のサービスの場合)

(考え方1) 事業者が自ら判断・評価する方法

(実施状況は立入検査等で確認)

- 支払可能見込額調査に基づく与信審査を行うか、技術やデータを活用して与信審査を行うかについて、事業者が自ら判断・選択する方法。
- また実施状況についても自ら評価することを基本とし、行政が立入検査等により確認する方法。

(考え方2) 行政等の第三者が事前・事後のチェックをする方法

- 行政等の第三者が、技術やデータを用いた与信審査が適切に行うことができるか事前にチェックを行うとともに、事後的にも、定期的な報告等に基づきチェックをする。

(考え方3) 行政等の第三者が事後チェックをする方法

- 事前のチェックは行わないものの、考え方2と同様に、行政等の第三者が、技術やデータを活用して与信審査が適切に行われているかについて定期的な報告等に基づき、事後的にチェックをする。

(論点2) 性能規定の妥当性をどういった基準で評価すべきか。

(少額・低リスク以外のサービスの場合)

例えば以下のような基準で考えることについてはどのように考えるか。

➤ 技術・データを活用した解析手法、スコアリング手法により与信審査を行っていること。

➤ 延滞率（又は貸倒率）を一定の水準・範囲とすること

- 過剰与信の防止の観点から、過去の自社実績・業界平均等を踏まえつつ、延滞率（又は貸倒率）を一定の水準・範囲とすること。
- 過剰与信防止を確保する一方、いたずらに事業活動を制約することがないように、経済環境の変化等に留意すること。
- 延滞率（貸倒率）以外の基準についても引き続き検討が必要ではないか。

技術・データを活用した消費者保護の精緻化

(論点3) 少額・低リスクなサービスについて、どのように考えるか。

⇒ 少額・低リスクなサービスと**支払可能見込額調査及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務との関係**について、以下のような考え方に関し、どのように考えるか。

(考え方)

- 主として**月額給与等の中で賄われるような少額の支出を後払いの形式とするものであり、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい**。加えて、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査など各社の与信審査により、支払可能な能力・額を確認している。
- **このため、支払可能見込額調査及び指定信用情報機関の信用情報の使用の義務を一律に課す必要はないのではないか**。
 - ・ 支払可能見込額調査の義務を一律に課すのではなく、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査など、各社ごとの与信審査手法によることとすべきではないか。
 - ・ 同時に、指定信用情報機関の信用情報の使用義務（指定信用情報の信用情報を使用して、延滞等を確認し、これがある場合には支払可能見込額調査を行う義務）についても一律の義務を課すことは要しないのではないか。

現行では極度額30万円以下の場合には支払可能見込額調査の適用除外とする一方、指定信用情報機関への照会の結果、延滞等がある場合には、支払可能見込額調査をすることとなっている（即ち、現行では極度額によらず、指定信用情報機関の信用情報の使用が事実上義務づけられている）。この指定信用情報機関への照会は、あくまでも、過剰与信防止の観点から、支払可能見込額調査を行う必要があるか否かを判断するためのものであり（これにより直接的に与信の可否が決まるものではなく）、実際の過剰与信の危険性の回避は、支払可能見込額調査の実施及び当該額支払可能見込額を超えるカード交付の禁止という形で行われる。他方、**少額・低リスクサービスでは、少額のため支払が過度に困難な債務を負うことになるとは通常想定しにくく、また、各社での与信審査により支払い可能な能力・額が確認されていることから、改めて支払可能見込額調査（与信審査）の要否を決めるための指定信用機関への照会をすることは要しないと考えられるが、どうか。**

- また、指定信用情報機関への信用情報の登録義務については、そのコストと費用対効果に鑑み、少額・低リスクサービスにおける少額決済の情報までは登録を要しないとするについて、どう考えるか。

(論点4) 少額・低リスクサービス以外において、技術・データを活用した与信審査ができる場合、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務をどう考えるか。

例えば、以下のような考え方についてどのように考えるか。

➤ 使用義務について

- ・ 現行法第30条の2第3項における指定信用情報の信用情報の使用義務の規定においては「支払可能見込額調査を行うときは、…信用情報を…使用しなければならない」とされている。
- ・ このため、技術・データを活用し、支払可能な能力・額が算定・確認できるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、当該情報の使用義務は課されないと考えられるが、どうか。

指定信用情報機関の信用情報の使用義務については、あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み（計算式）を用いて支払い可能な能力・額を算定する場合に必要な情報（クレジット債務等）を参照する義務であり、取引履歴や過去の実績等のビッグデータに基づく与信審査で支払い可能な能力・額を算定・確認することができるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、当該情報の使用は必要ないと考えられるが、どうか。

➤ 登録義務について

(考え方1) 技術やデータを活用することにより、照会時に使用しないのであれば、その後の登録についても義務を課す必要はないのではないか。

(考え方2) 支払可能見込額調査を行う他の包括信用購入あつせん業者や個別信用購入あつせん業者への影響も鑑み、引き続き義務とするべきではないか。

まとめ

- 支払可能見込額調査・指定信用情報機関の信用情報の使用義務について、リスクベース・アプローチ・性能規定の考え方を導入することにより、より精緻な消費者保護を進めることができるのではないか。（利用者の保護に支障を生ずることがないと考えられる）
- その際、以下のような考え方・仕組みについてどのように考えるか。

適用イメージ

少額・低リスクサービス

少額・低リスク以外のサービス

義務	現行	少額・低リスクサービス	少額・低リスク以外のサービス	
			技術やデータを活用した方法で与信審査ができる事業者	それ以外
支払可能見込額調査	義務	 少額・低リスクであるとともに、取引履歴等のビッグデータに基づく与信審査など各社毎の与信審査が行われていることを踏まえ、一律の支払可能見込額調査及び指定信用情報機関による信用情報の使用の義務を課さない。	性能規定の考え方により、当該与信審査の方法を容認することとし、支払可能見込額調査及び指定信用情報機関の信用情報の使用の義務という一律の義務を課さない。（但し、指定信用情報機関の信用情報を使用することができる） ※少額・低リスク以外のサービスにおいては前述の論点1、論点2について検討する必要がある。	現行通り
指定信用情報機関の使用	義務		支払可能見込額調査が行われない。	
支払可能見込額調査を超える与信の禁止	義務		支払可能見込額調査が行われない。	原則義務 (支払可能見込額調査を行う場合)
指定信用情報機関への登録		費用対効果に鑑み、少額決済の情報までは登録の義務を課さないことについてどう考えるか。	(考え方1) 技術やデータを活用することにより、照会時に使用しないのであれば、その後の登録についても義務は課さない。 (考え方2) 支払可能見込額調査を行う他の包括信用購入あつせん業者や個別信用購入あつせん業者への影響も鑑み、引き続き義務とする。	現行通り

※指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務を課さない場合、包括信用購入あつせん業者の登録の申請の際の「加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面」（省令第63条第2項第5号）の提出を要しないこととなるかどうか。

(参考) 仮に少額・低リスクサービスの範囲を極度額10万円以下の範囲とした場合の極度額30万円までのサービスの新たな法適用関係のイメージ

現行と同じ

適用イメージ

	少額・低リスクサービス		少額・低リスク以外のサービス	
	～10万円	10万円～30万円 延滞等がない場合	10万円～30万円 延滞等がある場合	30万円超
支払可能見込額調査	不要 支払可能見込額調査の義務を一律に課すのではなく各社の与信審査によるものとする	不要	必要	必要
指定信用情報機関の信用情報の使用義務 (指定信用情報の信用情報を使用して、延滞等を確認し、これがある場合には支払可能見込額調査を行う義務)	過剰与信を招く懸念が通常想定しにくく、また各社で与信審査が行われていることから 不要	30万円程度の場合には、過剰与信を招く懸念があることから 必要		必要
支払可能見込額を超える場合の与信の禁止	右記と同様	支払可能見込額調査が行われない	義務がかかる	義務がかかる



過剰与信リスク

(参考) 支払可能見込額調査と性能規定に関する記述

- 支払可能見込額調査と性能規定に関する過去の審議会での議論は以下の通り。

(割賦販売分科会基本問題小委員会報告書(平成19年12月10日))

現行割賦販売法第38条は、信用情報機関を利用した支払能力の調査を努力義務として定めているが、過剰与信防止のためには実効性に欠けている。特に、**個品割賦購入あっせん取引**については、信用情報機関を十分に利用していない事業者が相当数あり、高齢者等を狙った次々販売等の場合の**過剰与信を防止する有効な手立てとなっていないのが現状**である。このため、**支払能力を調査して過剰与信を防止することを義務づけるとともに、支払能力の調査に当たり信用情報機関を利用すること、また調査結果の信用情報機関への登録の義務づけを図る必要がある**。また、特に過剰与信被害が多発している訪問販売等に**個品割賦購入あっせん**が利用される場合については、より詳細な調査を行うことを与信業者に義務づけ、実効性ある過剰与信規制をする必要がある。

【具体的措置】

割賦購入あっせん業者一般に対して、支払能力を超える与信を行わない義務を課し、義務違反の場合には行政処分の対象となりうるものとする。特に、**個品割賦購入あっせん**で特定商取引(通信販売を除く)を行う場合については、過剰与信になる危険性が低いと考えられる一定の場合を除き、**収入・資産等の支払能力、販売数量や過去の購入履歴、購入意思その他の事情について具体的な調査を課すこととする**。また、この場合において、過剰与信にあたるか否かについて、購入者の収入、資産、生活状況、商品の内容など、様々な要素を総合的に判断する必要があることから一律に基準を法定することは適当でないが、考慮すべき要素や何らかの具体的目安を法解釈のガイドラインで提示すべきである。支払能力の調査として、**信用情報機関の利用を義務づけるとともに、調査結果(成約情報)について一定の事項を信用情報機関に登録することを義務付ける**。なお、業態をまたがる信用情報機関間の情報交流については、消費者意識も踏まえた慎重な検討が必要であることから、義務づけはしないこととするのが適当である。

(割賦販売小委員会報告書(平成29年5月10日))

…支払可能見込額調査に関する現行省令上の**詳細な手続・方法に関する規定が事業者における画一的で硬直的な運用につながり、結果として消費者に対して過剰な負担あるいはプライバシーへの介入となっているのではないかと考えられる**。

本来、支払可能見込額調査の義務付けは、**信用購入あっせん業者の営業の自由及び消費者が与信を受けて商品等を購入する自由の双方に制約を加えるものであり、過剰与信防止という目的との関係において規制は必要最小限でなければならないという「比例原則」に照らして、その規制手段の合理性が厳しく問われるべきものであると考えられる**。

…さらに、大多数の平均的な消費者の利便性を阻害することのないよう、**FinTechの活用等により新たな手法の開発や運用に向けた各社の創意工夫を促すべく、「性能規定」の考え方に基づき、過剰与信防止という目的を達成するための具体的な手続や方法を特定しない規定とした上で、過剰与信防止の観点から各社の手法の実効性をチェックするための一定の共通指標を設け、検証できるようにする方向での改正を目指すべきであるとの多数の意見があった**。

一方で、過剰与信防止という社会的な要請に基づく義務付けであることを踏まえ、**性能規定の考え方の下で個社の裁量判断に多くを委ねてしまうことに懸念を示し、より慎重な審議を要するとの意見もあった**。

…基本的な枠組みについては、現時点においては維持すべきである。

…なお、今回多数意見として示された「性能規定」化については、**継続課題として引き続き検討すべきである**。